○農林水産省令第五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年農林水産省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）」及び「（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）」を削り、同条第二項第三号中「たい肥舎」を「堆肥舎」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（競馬法施行規則の特例）

第一条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において行われる地方競馬（競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第五項に規定する地方競馬をいう。以下同じ。）に係る構造改革特別区域計画について、次の各号のいずれにも該当するものと認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る構造改革特別区域計画に基づき行われる地方競馬に対する競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）第六条第二項第三号、第七条第五項、第九条第二項、第十条及び第十二条第一項の規定の適用については、同号中「ニ　五重勝単勝式勝馬投票法　二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法　二重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法」とあるのは「ホ　七重勝単勝式勝馬投票法　二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法　二重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法」と、同令第七条第五項中「五重勝単勝式勝馬投票法にあつては同一の日の五の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを」とあるのは「五重勝単勝式勝馬投票法にあつては同一の日の五の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを、七重勝単勝式勝馬投票法にあつては同一の日の七の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを」と、同令第九条第二項及び第十条中「五重勝単勝式勝馬投票法」とあるのは「五重勝単勝式勝馬投票法、七重勝単勝式勝馬投票法」と、同令第十二条第一項中「三　五重勝単勝式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る五の競走のうち四の競走につき単勝式勝馬投票法　二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき馬番二連勝複式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたもの　四　七重勝単勝式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る七の競走のうち六の競走につき単勝式勝馬投票法　二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき馬番二連勝複式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたもの　五　二重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたもの」とあるのは「三　五重勝単勝式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る五の競走のうち四の競走につき単勝式勝馬投票法　二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき馬番二連勝複式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたもの　四　七重勝単勝式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る七の競走のうち六の競走につき単勝式勝馬投票法　二重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき馬番二連勝複式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る二の競走のうち一の競走につき普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたもの　五　二重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたもの」とする。

一　当該申請の日の属する月の前月の末日以前一年間の全ての競馬の開催日において、五重勝単勝式勝馬投票法を実施していること。ただし、やむを得ない事情により五重勝単勝式勝馬投票法を実施できなかった場合は、この限りでない。

二　前号の期間内に実施された五重勝単勝式勝馬投票法により勝馬となったものに対する勝馬投票券の総券面金額の合計額を当該五重勝単勝式勝馬投票法の勝馬投票券の売得金（競馬法第七条第一項に規定する売得金をいう。）の額の合計額で除して得た値の五乗根となる値を七乗して得た値が、当該期間内に実施された中央競馬（同法第一条第五項に規定する中央競馬をいう。）又は地方競馬の各競走における出走馬の頭数のうち最大のものを基に算出した五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中の割合以上であること。

別表中「第二条関係」を「第三条関係」に改め、同表中

一	家畜排せつ物を利用した昆虫の飼育事業

を

一	地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施
二	家畜排せつ物を利用した昆虫の飼育事業

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

官庁報告

国家試験

平成23年度特別情報処理技術者試験合格者

平成23年度特別情報処理技術者試験のうちＩＴパスポート試験及び基本情報技術者試験の合格者を平成23年８月５日に決定し、応用情報技術者試験、プロジェクトマネージャ試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及びシステム監査技術者試験の合格者を平成23年８月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成23年９月16日

経済産業大臣　枝野　幸男